

令和2年4月9日

利用区分2に登録している保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課

## 緊急事態宣言を踏まえた「放課後キッズクラブ」の対応について

このたび、新型コロナウイルス感染症に関して新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、これに基づき、県において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、実施方針）」が示されました。

実施方針に基づき、県からは、当面は、外出抑制を最優先に取り組むこととし、放課後キッズクラブを含む日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、引き続き事業の継続を求める旨が示されました。

このため、本市として、放課後キッズクラブは、原則として開所します。併せて、一層の感染拡大防止のため、家庭で過ごすことが可能な場合においては、令和2年4月8日から5月6日までの期間中、保護者の皆さまにはお子さまの利用を控えていただくよう、ご協力をお願いいたします。

保護者の皆さまにおかれましては、今まで以上に、密閉・密集・密接の3密を回避するための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 1 放課後キッズクラブの利用について（令和2年4月8日から5月6日まで）

#### (1) 利用対象

利用区分2の児童のみ

1年生～4年生、個別支援学級等の利用区分2の児童は、緊急受入れ時間終了後から19時まで利用ができます。

5年生以上の利用区分2の児童は、14時30分からの受入れを原則としますが、各クラブにお問い合わせください。

#### (2) 利用料について

期間中、今回の本市からのお知らせにより、クラブの利用を控えた方の利用料については、国の財政支援に沿って、後日、日割りの利用料相当額を返還します。ただし、まだ上限額や対象範囲等の詳細は示されていないので、詳細が判明しましたら、改めてお知らせいたします。

### 2 留意事項

- ・感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- ・毎朝の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、放課後キッズクラブを利用できません。
- ・放課後キッズクラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。

3 横浜市「新型コロナウイルスにかかる放課後事業の対応について」URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/houkagokorona.html>

(本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の一斉臨時休業に係る放課後事業の対応について)

利用方法、参加申込書等に関するお問い合わせについては、直接利用するキッズクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課  
TEL 671-4068